平成２１年（フ）第９５０号
埼玉県新座市野火止６丁目13番38号
破産者　酒井　裕一
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
長野県松本市筑摩２丁目22番18号
破産者　二條ミエ子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成１９年（フ）第９５号
長野県諏訪市小和田南８番15号、前住所長野県諏訪市大字豊田1228番地４
破産者　清水　聖子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１７３４号
京都市下京区梅小路石橋町12番地
破産者　ヤオマサ青果店こと　野口　昌昭
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８９号
大阪府寝屋川市成田東が丘27番24号
破産者　津田　朗彦
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９４０号
大阪市此花区梅香３丁目12番８号グリーンハイム301号
破産者　日髙　　学
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０７８号
大阪市天王寺区餌差町８番２号　明星合同ハイツ401号
破産者　肉の松島こと　西本　春信
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４１８号
大阪府豊中市野田町34番４―603号
破産者　中本英子こと　陳　　金英
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１２号
広島市南区西旭町21番17―404号
破産者　清水　隆博
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３号
広島市南区西旭町21番17―404号
破産者　清水　豊子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１７年（フ）第９６１号
愛媛県松山市北条辻946番地
破産者　松田　正幸
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２７号
愛媛県四国中央市川之江町3112番地６　メゾンモンシャトウ305号、旧住所愛媛県四国中央市豊岡町長田1018番地の２
破産者　潮見　俊雄
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１１８３号
北九州市八幡西区黒崎１丁目13番12号　今田ビル
破産者　松尾　一之
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４８号
鹿児島県伊佐市大口原田986番地
破産者　蓑田　光子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
鹿児島県霧島市国分福島１丁目５番32号　セジュール飛鳥103
破産者　福田　正宏
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１９１１号
札幌市南区藤野５条８丁目21番24号
破産者　佐々木勝久
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９号
秋田県由利本荘市宮内字上下野122番地
破産者　堀内　　茂
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第３０号
秋田県由利本荘市宮内字上下野122番地
破産者　堀内　定喜
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部